

# 北海道幼児教育振興基本方針

## (素案)

2023 年度～2027 年度  
(令和 5 年度～令和 9 年度)

北海道・北海道教育委員会

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

### 1 方針の基本的方針

- (1) 方針策定の趣旨----- 2
- (2) 方針の位置付け----- 2
- (3) 方針の計画期間----- 2

### 2 幼児教育をめぐる動向

- (1) 幼児教育の意義----- 3
- (2) 国内外の幼児教育をめぐる動向----- 3
- (3) 本道の幼児教育の現状と課題----- 4

### 3 幼児教育振興の方向性

- (1) 10年後を見据えて----- 6
- (2) めざす幼児の姿----- 6
- (3) めざす教育環境----- 9
- (4) 施策の方向性----- 10
- (5) 目標指標----- 11

### 4 推進体制

- (1) 主な教育主体の役割----- 13

### 5 施策体系-----

14

## 第2章 施策項目

### 方向性1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実

施策項目	1	質の高い幼児教育の提供-----	15
	2	特別な教育的支援を必要とする幼児の教育-----	18
	3	幼児教育施設と小学校等との連携・接続の推進-----	21
	4	幼児理解に基づいた評価の実施-----	24
	5	学校評価等とPDCAサイクル-----	27

### 方向性2 保育者の資質・能力の向上

施策項目	6	人材の養成・確保-----	30
	7	研修の充実-----	33
	8	助言体制の充実-----	36

### 方向性3 家庭や地域における教育・保育の充実

施策項目	9	家庭の教育力の向上-----	39
	10	子育て支援の充実-----	42

### 方向性4 幼児教育の振興を支える体制づくり

施策項目	11	研修、助言及び情報提供等の体制整備-----	45
------	----	------------------------	----

## 資料編

- ・ 用語解説-----
- ・ 本道の幼児教育に関する基本データ-----

**注：本方針における言葉の定義**

- 「幼児」とは、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における「園児」、「保育所保育指針」における「子ども」又は「乳児」も含め、ゼロ歳から小学校等就学前までの全ての子どもを指す。
- 「幼児教育」とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼児教育施設」という。）における教育・保育はもとより家庭や地域社会など幼児が生活する全ての場において行われる教育を指す。
- 「幼児教育施設」とは、幼稚園、保育所、認定こども園及び特別支援学校幼稚部を指す。
- 「小学校等」とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部を指す。
- 「要領・指針等」とは、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領を指す。
- 「要録等」とは、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録、認定こども園こども要録及び特別支援学校幼稚部幼児指導要録を指す。
- 「保育者」とは、幼児教育施設において教育に携わる幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を指す。
- 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであることを踏まえ、養護の概念も含む場合には、「教育」ではなく「保育」と記載している。

○幼児教育施設ごとの比較

区分	特別支援学校 幼稚部	幼稚園	認定こども園				保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	地方裁量型	
所管省庁	文部科学省	文部科学省 (内閣府・ 厚生労働省)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	厚生労働省 (内閣府・ 文部科学省)	内閣府 (文部科学省 ・厚生労働省)	厚生労働省	
根拠法令	(教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」)					児童福祉法	
	学校教育法		児童福祉法				
法的性格	学校	学校 (幼稚園＋ 保育所機能)	学校 かつ 児童福祉施設	児童福祉施設 (保育所＋ 幼稚園機能)	幼稚園機能 ＋保育所機能	児童福祉施設	
対象児等	満3歳から、小学校就学の始 期に達するまでの幼児		0歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児				
所有免許 又は資格	幼稚園教諭＋ 特別支援学校 教諭 ※経過措置あ り	幼稚園教諭	【満3歳以上】 幼稚園教諭＋保 育士併有が望ま しいがいずれか でも可 【満3歳未満】 保育士	幼稚園教諭 ＋保育士 ※経過措置あ り	【満3歳以上】 幼稚園教諭＋保育士併有が望ま しいがいずれかでも可 【満3歳未満】 保育士	保育士	

# 1 方針の基本的事項

## (1) 方針策定の趣旨

幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要です。

幼児教育は、幼児教育施設だけでなく、家庭、地域等の多様な場において行われています。愛情ある関わりの中で守られているという安心感に支えられ、自発的な遊びを通じて生涯にわたる人格形成の基礎を築いていくために、適切な環境を整え、幼児の心身の調和のとれた発達を促すことが重要です。

また、幼児教育を行うに当たり、特別な配慮を必要とする子どもや、児童虐待の増加、子どもの貧困などに対応するため、一人一人の子どもの発達過程や特性、身近な環境に配慮した幼児教育の推進が重要です。

こうした課題を踏まえ、市町村（首長部局・教育委員会）や幼児教育施設はもとより、幼児教育に関わる全ての者が相互に協力しながら、オール北海道で幼児教育の振興に取り組むため、本方針を策定します。

## (2) 方針の位置付け

「北海道総合教育大綱」では、幼児期から安心して質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができる環境を整え、夢や希望へのチャレンジを応援することとしています。本方針は、「北海道総合教育大綱」が目指す求められる人間像を見据え、ゼロ歳から小学校等就学前までの子どもの育成のため、本道の幼児教育振興の基本的な方向を示すものです。

このほか、「北海道教育推進計画」「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」「特別支援教育に関する基本方針」「北海道子どもの貧困対策推進計画」などの関連計画と一体的に政策を進めます。

## (3) 方針の計画期間

本方針の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。ただし、幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

---

(注) この方針は、「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち持続可能な社会の創り手を育成する「持続可能な開発のための教育（ESD Education for Sustainable Development）」の推進に資するものである。

## 2 幼児教育をめぐる動向

### (1) 幼児教育の意義

幼児教育は、子どもたちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与するものであり、その重要性は以下の調査結果から明らかです。

- ・ 忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルや、いわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す国際的な研究成果（ジェームズ・J・ヘックマン「ペリー就学前プロジェクト」など）
- ・ 幼少期の運動の経験や好き・きらいがその後の運動習慣や体力・運動能力に大きな影響を与えていることを示唆する調査結果（文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）
- ・ 自然の中での遊びや外遊び等、子どもの頃の体験活動の機会が多かった子どもは、自己肯定感が高い傾向が見られるとする調査結果（国立青少年教育振興機構「子供の頃の体験ははぐくむ力とその成果に関する調査研究」）

### (2) 国内外の幼児教育をめぐる動向

OECD（経済協力開発機構）では、2001年（平成13年）から継続して発行しているOECD・保育白書 Starting Strong I（人生の始まりこそ力強く）において幼児教育の重要性を主張しています。

また、2019年（令和元年）5月に「OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030」を発表しており、この中で子どもたちがウェルビーイング（Well-being）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘されています。

国内においては、2017年（平成29年）に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領が改訂され、保育所保育における幼児教育の積極的な位置付けがなされるなど3歳以上の子どもについての幼児教育の共通化が図られました。

また、同じく小学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「小学校学習指導要領等」という。）が改訂され、義務教育以降へつながる資質・能力の三つの柱や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されるなど幼児教育施設と小学校等の教育課程の接続が一層求められることとなりました。

2019年（令和元年）5月には、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性から「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、幼児教育・保育の無償化が同年10月から実施されました。

2021年（令和3年）1月の中央教育審議会答申では、実現すべき「令和の日本型学校教育」として「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が示されました。とりわけ、幼児教育については、小学校との円滑な接続や特別な配慮を必要とする幼児への個別支援など、質の高い教育が提供され、良好な環境の下、身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことが目指されています。

同年 7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会に幼児教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行う「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されました。

さらに、2021 年（令和 3 年）12 月には、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることや、その司令塔として、こども家庭庁を創設することなどが盛り込まれました。

こうした動向を踏まえ、全ての子どもが健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが、本道において一層求められています。



### (3) 本道の幼児教育の現状と課題

近年、少子化、核家族化など社会環境の変化に伴い、子どもの基本的な生活習慣の欠如や規範意識の不足、コミュニケーション能力や運動能力の低下のほか、保護者の子育てに対する不安感、負担感が増えてきているなどの問題も指摘されており、人格形成の基礎となる幼児期の教育の重要性が高まってきています。

また、幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼児教育と小学校教育との接続が十分であるとは言えないなどの課題も指摘されています。

本道においては、資料編に掲載した調査結果や各種アンケート結果等から、特に、次のような現状・課題が見られます。

#### ○幼児教育施設等における組織としての取組の充実に関すること

- ・ 公立幼稚園を設置する市町村は近年減少しているが、公立私立の別や施設類型にかかわらず、市町村内の幼児教育施設と小学校等との一層の連携・接続が必要です。
- ・ 8割の小学校で、『域内の幼児教育施設の意見を踏まえてスタートカリキュラムを作成している』としている一方、『年数回の授業、行事、研究会などの交流を行っているが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。』とする市町村が5割近くに上るなど、連携・接続の趣旨の理解及び各地域でめざす方向性の協議や共有が十分なされているとはいえない現状が見られています。
- ・ 各施設においては、幼児一人一人の多様性に配慮するほか、地震、大雪などあらゆる

る災害や疾病その他事件事故を想定した安全対策が求められています。

○保育者の資質・能力の向上に関すること

- ・ 本道は、幼児教育施設を複数持たない規模の小さな自治体が多いことなどから、幼児教育施設の職員が日常的に他の施設と交流するなどの機会が少ないため、意図的に、幼児教育施設間の交流や情報交換の機会を確保することが必要です。
- ・ 幼児教育施設のうち、特に、週 6 日開所の施設や、預かり保育を実施する施設等においては、研修に要する時間の確保が困難であり、ICT を活用するなどして研修の機会が確保されることが必要ですが、タブレットや Wi-Fi 等、ICT の整備状況が公立・私立の別等により差があることから、ICT 環境整備の促進が必要です。

○家庭や地域における教育・保育の充実に関すること

- ・ 本道はひとり親世帯の割合が継続して全国を上回っている状況にあり、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が身近に相談したり学んだりすることのできる施設や機会が必要です。
- ・ 乳児期から就学時までを見通した教育・保育が求められており、幼児教育施設における子育て支援はもとより、保護者が教育や保育についてしっかり学ぶことが必要です。また、そうした保育者の取組や保護者の学びを地域人材や関係機関等が支えることが重要です。

○幼児教育の振興を支える体制づくりに関すること

- ・ 近年、公立幼稚園が減少し、認定こども園が増加していることに伴い、首長部局が幼児教育施設を所管する自治体が増えていますが、幼稚園や一部の保育所及び認定こども園について教育委員会が担当するなど、幼児期の業務を一元化したり、首長部局と教育委員会が緊密な連携を図りながら施策を進めたりしている自治体もあります。このような自治体における幼児教育の振興の成果と課題を共有することが必要です。
- ・ 園内研修を支援するためのアドバイザー制度を有している自治体は 5 市町のみであるなど、市町村単位では十分な研修及び助言体制を提供することは困難な場合が多く、北海道としても支援が必要です。
- ・ 道・道教委では、本道の幼児教育振興の拠点として、2019 年(令和元年)6 月に「幼児教育推進センター」を開設し、研修、助言、幼小連携・接続、情報提供を柱に各種施策を推進していますが、今後、北海道とすべての市町村が幼児教育に対する理解を一層深めるとともに課題を共有し、意図的計画的に施策を進めていくことが必要です。

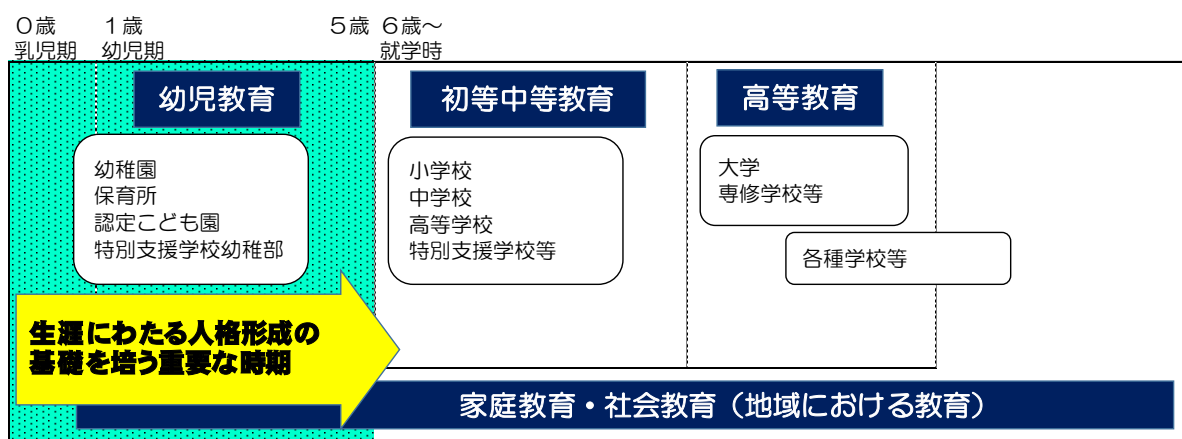


### 3 幼児教育振興の方向性

#### (1) 10年後を見据えて

- 全ての幼児教育施設において、研修や助言制度の活用が促進され、保育者の働きやすい環境づくりや、幼児の発達の特長や個々の課題に応じた質の高い教育の提供を実現します。
- 「教育の始まり」としての幼児教育の意義が社会的に共有され、全ての地域において、各教育主体が子どもを中心に組織的につながる幼児期からの学びの基盤を充実させます。
- 家庭や地域との連携の下、保護者が相互に交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援を受け、地域ぐるみで子どもを育てる体制を構築します。

#### (2) めざす幼児の姿



- ① 本道では、「北海道総合教育大綱」において次のような姿が目指されています。

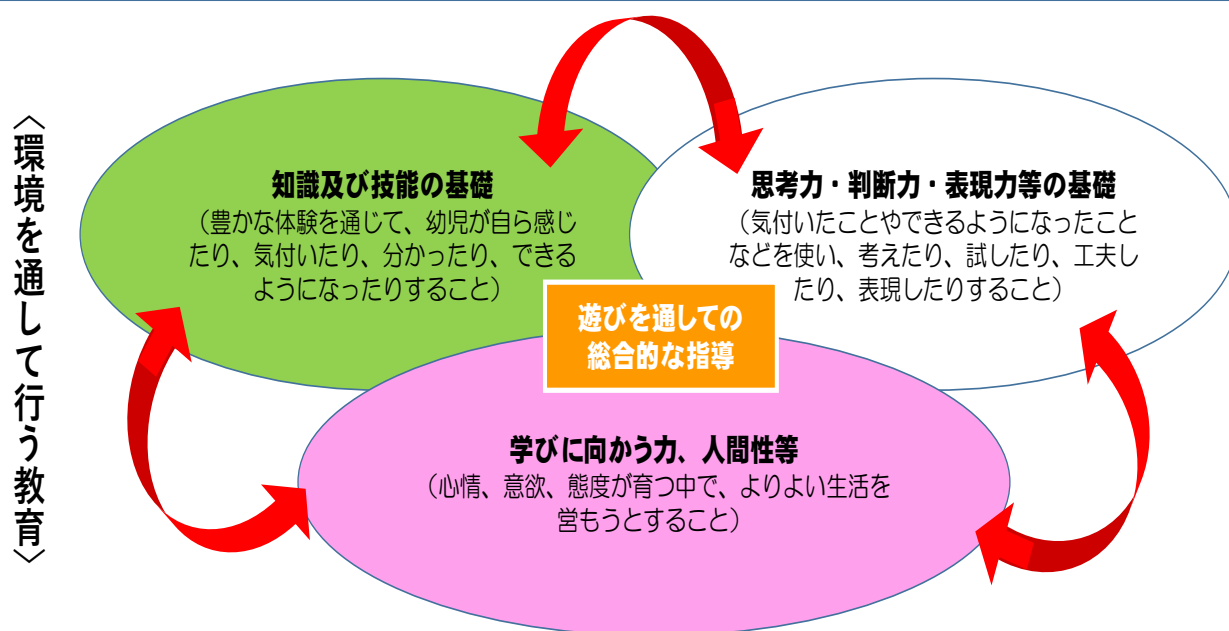
#### 【求められる人間像】

- ・ 夢や課題に、新たな発想で挑戦する人
- ・ ふるさとを愛し、グローバルな視点で地域の発展のために行動する人
- ・ 互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人

幼児期においては、この姿を見据えつつ、子どもたち一人一人が、北海道の自然など豊かな環境のなかで、遊びを通して健やかに育成されることを目指します。

- ② 幼児教育において育みたい資質・能力は次のとおりです。

## 幼児教育において育みたい資質・能力



要領・指針においては、幼児期から高等学校教育までを通じて育成を目指す資質・能力について、

- ① 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- ② 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

の三つの柱として整理し、こうした資質・能力を社会や世界との接点を重視しながら育成する「社会に開かれた教育課程」の実現を求めています。

このため、幼児教育において育みたい資質・能力の三つの柱について、

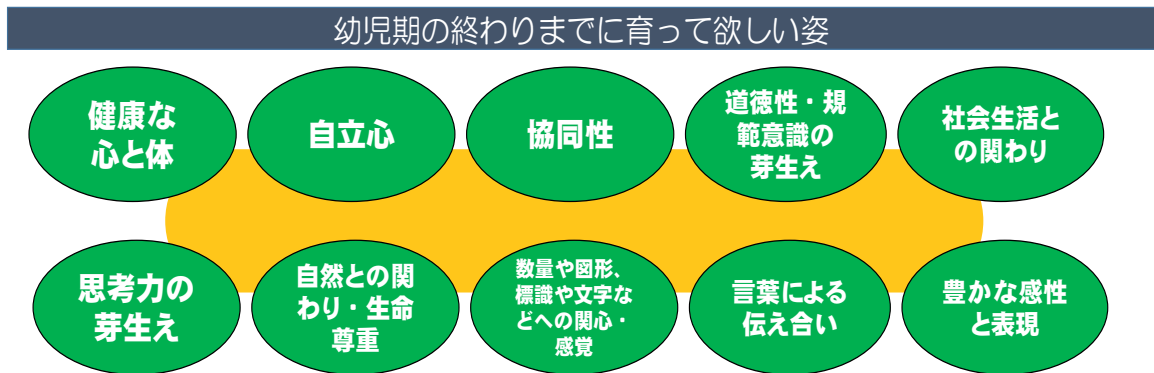
- ① 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ② 気付いたことや、できるようになったことなども使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力・判断力・表現力等の基礎」
- ③ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

として整理しています。

幼児教育においては、幼児期の特性から、この時期に育みたい資質・能力について、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなども使い、試したり、工夫したりすることなどを通じて育むことが重要です。

また、幼児教育において育みたい資質・能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で一体的に育てていくことが重要です。

③ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は次のとおりです。



小学校の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手掛かりとするため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化されました。

なお、小学校学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう、各教科等の指導において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが求められています。

要領・指針等に示す5つの領域は、幼児教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたねらいと、ねらいを達成するために指導する事項である内容を幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」としてまとめたものです。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、これら5領域の内容等を踏まえ、各幼児教育施設で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではありません。もとより、幼児教育は幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して、これらの姿が育っていくことに留意する必要があります。

この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児においても、これを念頭に置きながら5領域にわたって指導が行われることが望まれます。

また、3歳未満児についても、下記のねらいを踏まえ、それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ねを行うことが、この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながっていくことに留意する必要があります。

- (a) 乳児期の保育に関するねらい
  - i 健やかに伸び伸びと育つ  
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。
  - ii 身近な人と気持ちが通じ合う  
受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。
  - iii 身近なものに関わり感性が育つ  
身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。
- (b) 満1歳以上満3歳未満の保育に関するねらい

- i 健康  
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- ii 人間関係  
他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人と関わる力を養う。
- iii 環境  
周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- iv 言葉  
経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- v 表現  
感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

### **(3)めざす教育環境**

幼児教育施設においては、要領・指針等に基づき、各園の創意工夫を生かした質の高い教育活動が展開されることが重要です。

また、保健・福祉等の専門職や関係機関等とスムーズに連携できるよう幼児教育推進体制の整備や研修の充実等による保育者の資質向上を図るとともに、事務処理の効率化はもとより、オンラインによる研修や保育参観、動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、ICT環境整備の充実が必要です。

地域や家庭の環境に関わらず、全ての子どもに格差なく学びや生活の基盤を保障していくため、施設類型などの違いを超えて連携・協働し、地域や家庭とも認識を共有しつつ、社会全体で幼児教育の質の向上に取り組んでいく必要があります。

このため道・道教委では、家庭・地域をも対象とした丁寧な情報発信を進めることで、幼児教育の意義が社会的に共有され、各地域で関係者の連携による推進体制構築が進み、幼児教育のさらなる質の向上や保育者の働きやすい環境づくり、小学校との円滑な接続が一層充実するなど、すべての地域における幼児期からの学びの基盤づくりを目指します。

#### (4) 施策の方向性

道内のすべての幼児教育施設、並びに家庭・地域における質の高い教育の提供のため、次のとおり、幼児教育の充実に取り組みます。

##### 【方向性1】 幼児教育施設等における組織としての取組の充実を図ります】

- ◇ 研修・助言制度や情報提供を通じ、全ての幼児教育施設で、要領・指針等の趣旨を踏まえた教育活動が展開されることを目指します。
- ◇ 引継ぎや教育課程の接続を通じ、幼児教育と小学校教育の連携・接続の一層の促進を目指します。
- ◇ 研修や情報提供を通じた市町村や小学校における幼児教育や幼小連携・接続の意義の理解促進を目指します。

##### 【方向性2】 保育者の資質・能力の向上を図ります】

- ◇ ICTの活用など研修機会の拡充を通じ、全ての保育者が活用しやすい研修体制、助言体制を目指します。
- ◇ 幼児教育施設の多様なニーズに対応した質の高い研修の充実を目指します。
- ◇ 多忙や早期離職傾向にある保育者等現場ニーズに対応した助言・相談機会の充実を目指します。

##### 【方向性3】 家庭や地域における教育・保育の充実を図ります】

- ◇ SNSや健診の機会等を活用し、保護者へ多様な学習機会の提供を目指します。
- ◇ 地域ぐるみで家庭の教育力向上を図る取組の充実を目指します。

##### 【方向性4】 幼児教育の振興を支える体制づくりを進めます】

- ◇ 幼児教育施設や小学校、市町村、家庭・地域、福祉等の関係機関が連携・協働し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制の構築を目指します。

## (5) 目標指標

上記(1)に掲げる「方向性」をオール北海道で共有し、施策を着実に推進するため、下記のとおり目標指標を設定します。方針の推進に当たっては、この指標を用いて進捗状況を管理します。

なお、指標は、「方向性」をけん引する項目を選定し設定しています。

### 方向性 1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実を図ります。

【指標 1】 幼児教育施設及び小学校等における幼児教育理解及び教育・保育活動の一層の充実を目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R3)	目標年度 (R9)
幼児教育施設・小学校間の情報共有や合同研修の運営など幼児教育の振興を支援している市町村の割合	%	%

【指標 2】 幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続を目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R3)	目標年度 (R9)
域内の幼児教育施設の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合	%	%

### 方向性 2 保育者の資質・能力の向上を図ります。

【指標 3】 幼児教育施設において、園内研修の充実が図られるよう専門的な知識・経験を有する保育者の育成を目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R3)	目標年度 (R9)
園内研修のリーダーを育成するための研修を受講した職員がいる幼児教育施設の割合	%	%

【指標 4】 教育・保育活動に新たな視点を得ることで、幼児の学びの充実につながることを目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R3)	目標年度 (R9)
幼児教育等の専門性を有する外部人材の意見を取り入れて、保育者の資質・能力の向上に向けた園運営の改善等に取り組んでいる幼児教育施設の割合	%	%

<b>方向性 3</b>	<b>家庭や地域における教育・保育の充実を図ります。</b>
--------------	--------------------------------

【指標 5】 家庭や地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの促進を目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R3)	目標年度 (R9)
家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援（子育て環境づくり等）を行う市町村の割合	%	%

<b>方向性 4</b>	<b>幼児教育の振興を支える体制づくりを進めます。</b>
--------------	-------------------------------

【指標 6】 各地域における幼児教育関係者の連携強化を目指します。

目 標 指 標	基準年度 (R3)	目標年度 (R9)
域内の幼児教育施設と小学校等及び市町村（首長部局・教育委員会）が、幼小連携・接続の方向性を協議し共有する会議体など連携の機会を設定している市町村の割合	%	%

## 4 推進体制

### (1) 主な教育主体の役割

#### ア 北海道

- ◇ 知事部局及び教育委員会、並びに関係機関等との連携により、道内の諸課題の解決を図ります。  
特に、広域な本道において、いずれの地域・施設においても質の高い教育が提供されるよう、保育者の研修及び助言体制の整備、並びに幼児教育に関する施策の一層の充実のための調査研究等を行います。
- ◇ 本方針をはじめ、幼児教育に関わる理解促進のための情報発信等を担います。

#### イ 市町村

- ◇ 首長部局及び教育委員会、並びに関係機関等との連携により、自治体内の諸課題の解決が求められます。
- ◇ 自治体内の幼児教育施設や小学校と合同の研修、引継ぎ体制など、小学校教育への円滑な接続のための仕組みづくりが求められます。
- ◇ 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策が求められます。

#### ウ 幼児教育施設

- ◇ 要領・指針等に基づいた教育課程等の編成と計画的なカリキュラム・マネジメントを確立し、質の高い教育の提供が求められます。
- ◇ 評価を通じて園運営の改善に努めるとともに、園内研修及び園外研修を積極的かつ計画的に行い、保育者の専門性の向上を図ることが求められます。

#### エ 小学校、特別支援学校

- ◇ 教育課程の編成に当たっては、小学校学習指導要領等に基づいた、学校段階間及び幼稚部・小学部段階間の接続が求められます。
- ◇ 幼児教育施設との連携・接続の一層の強化が求められます。

#### オ 地域、家庭

- ◇ 保育者の養成機関のほか、PTAや社会教育関係団体をはじめ地域住民が、保護者や保育者の教育を支えるとともに、幼児や保護者が地域とつながりをもつことができるよう地域における取組の充実が求められます。
- ◇ 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有しています。保護者には、子どもたちが生活のために必要な習慣を身に付けることや、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。



5 施策体系

